

平成 29 年

舞鶴市議会 6 月定例会議案

第 72 号議案～第 74 号議案（追加）

平成 29 年 6 月 14 日提出

提出議案一覧表

議案番号	件名	掲載頁
第 72 号 議案	工事請負契約について(舞鶴引揚記念館増築工事)	1
第 73 号 議案	工事請負契約について(東浄化センター電気設備(その1)工事)	3
第 74 号 議案	工事請負契約の変更について(旧市立舞鶴市民病院(本館棟他)除却工事)	4

第 72 号議案

工事請負契約について

下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

記

1 契約の目的

舞鶴引揚記念館増築工事

2 契約の方法

一般競争入札

3 契約金額

199,368,000 円

4 契約の相手方

吉田・坂根・伸栄特定建設工事共同企業体

代表者 舞鶴市大字森小字大田野 503 番 1

吉田工業株式会社

代表取締役 吉田 茂

構成員 舞鶴市字森 184 番地の 3

株式会社坂根工務店

代表取締役 坂根 功一

構成員 舞鶴市字余部上 417 番地

株式会社伸栄工業

代表取締役 中江 功

平成 29 年 6 月 14 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

舞鶴引揚記念館増築工事に係る請負契約を締結したいので提案する。

参 考

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
(昭和 39 年条例第 13 号) 抜 粋

(議会の議決に付すべき契約)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。

第 73 号議案

工事請負契約について

下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

記

1 契約の目的

東浄化センター電気設備(その1)工事

2 契約の方法

一般競争入札

3 契約金額

238,755,600 円

4 契約の相手方

0FC・昭電特定建設工事共同企業体

代表者 舞鶴市字喜多 1105 番 1

オリックス・ファシリティーズ株式会社 舞鶴支店

支店長 梅本 孝幸

構成員 舞鶴市字上安久 135 番地の 1

昭電工業株式会社

代表取締役 目見田 園子

平成 29 年 6 月 14 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

東浄化センター電気設備(その1)工事に係る請負契約を締結したいので提案する。

第 74 号議案

工事請負契約の変更について

下記のとおり工事請負契約の変更契約を締結するものとする。

記

1 契約の目的

旧市立舞鶴市民病院(本館棟他)除却工事

2 変更前工事請負契約金額

225,072,000 円

3 変更後工事請負契約金額

239,436,000 円

4 契約の相手方

丸富・京舞・東電気特定建設工事共同企業体

代表者 舞鶴市字市場 202 番地 10

株式会社丸富建設

代表取締役 久富 慶亮

構成員 舞鶴市字森小字白土 291-1

株式会社京舞開発

代表取締役 倉橋 裕貴

構成員 舞鶴市字女布 65-23

東電気工事株式会社

代表取締役 江口 一重

平成 29 年 6 月 14 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

旧市立舞鶴市民病院(本館棟他)除却工事に係る請負契約の変更契約を締結したので提案する。